

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月27日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月27日に不適合管理委員会にて審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査中において、「原子炉自動スクラム（B系）」の警報が発生したため、復帰後、原因調査及び対応検討	A s	2月24日公表済 (PDF85KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン抽気系窒素封入弁の点検時、弁座シート面にピンホールが認められたため、当該弁座を交換	D	
2	1号機	主低圧タービン（A）内部車室下半スプレー配管の浸透探傷検査時、配管溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
3	1号機	主低圧タービン（A）ダイヤフラムの目視検査時、水平面締付ボルトの六角レンチ挿入穴に変形（1本）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
4	1号機	主低圧タービン内部車室（A・B）の目視検査時、水平面に浸食が認められたため、当該部を補修	D	
5	1号機	主低圧タービン（A）上下半内部車室の点検時、防熱板カシメ部及びワッシャーに浸食が認められたため、当該部を修理（定検分）	D	
6	1号機	主低圧タービン（B）上下半内部車室の点検時、防熱板カシメ部及びワッシャーに浸食が認められたため、当該部を修理（定検分）	D	
7	1号機	原子炉冷却材浄化系フィルタ出口サンプリング元弁の点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を修理	D	
8	1号機	制御棒駆動機構リベアールームに設置されている原子炉補機冷却水系配管圧力調整弁後圧力計の交換取付時、取付母管分岐配管の以前補修箇所より水のにじみが認められたため、当該部を修理	C	
9	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ（B）の点検時、カップリング内径シャフト及びインペラーシャフトの間隙測定値に許容値外れが認められたため、当該シャフトを修理	D	
10	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプの点検時、ライナーリングとケーシングノグランドカバーの嵌合に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
11	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプの点検時、シャフト（オイルシールリップ部）に摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
12	1号機	主低圧タービン（A）ダイヤフラム（上半）17・18段の点検時、ラジアルストリップフィン押さえキーに浸食が認められたため、当該キーを交換	D	
13	1号機	循環水ポンプ（A・B）の点検時、インペラに浸食が認められたため、当該インペラを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ（A）の点検時、下部シャフトに摺動摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
15	1号機	排ガス系活性炭ホールドアップ装置共用空気圧縮機冷却水弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	2号機	電気設備他点検小修理工事の竣工後において、工事にて発生した廃棄物の未処理が認められたため、対応検討	C	
17	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）2次ドレン弁他3台の点検時、弁棒径変化部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	廃棄物地下貯蔵設備排風機（B）において、出口ダンパの動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
19	5号機	屋外ろ過水配管スペースヒータ通電表示器において、ランプソケット（1箇所）に外れが認められたため、調査及び対応検討	C	
20	6号機	非常用スイッチギア室局所空調機（A・B）点検時、駆体とケーシングの取合部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
21	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-51）スクラム用パイロット電磁弁において、異音が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	主復水器細管洗浄装置（B1）循環ポンプ吸込圧力検出元弁と圧力計間の配管において、リーク（霧状）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
23	6号機	残留熱除去系（B）ポンプ入口圧力計元弁用ドレン受において、錆等による詰まりが認められたため、当該ドレン受を点検・清掃	D	
24	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（54-15）電線管端子箱において、蓋固定ネジ（1箇所）に外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
25	6号機	原子炉冷却材浄化系脱塩器ろ材プリコートポンプ循環弁において、駆動用シリンダー開度表示器に変形が認められたため、当該表示器を点検・修理	D	
26	集中環境施設	焼却炉設備前処理装置の点検時、ドラム缶昇降転倒機油圧シリンダー用圧カスイッチの動作不良（接点チャタリング）が認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
27	集中環境施設	焼却炉排ガス放射線モニタの点検校正後において、記録計の出力値「モニタB」に変動が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	
28	集中環境施設	再生廃液濃縮器制御盤（A）において、端子台のネジ山（1個）に破損が認められたため、当該ネジを交換	D	
29	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）内清掃用エアフレキシブルホースにおいて、先端ノズルの詰まり及び接続部の外れが認められたため、当該ホースを点検・清掃	D	
30	集中環境施設	高圧圧縮機設備の起動前点検において、圧縮物取扱機の動作不良が認められたため、当該圧縮物取扱機を点検・修理	D	
31	集中環境施設	焼却設備（B）排気ガス配管伸縮継手の点検時、短管とベローズ溶接部の一部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
32	その他	水処理設備排水用フロア吸込サイレンサにおいて、パッキンに一部破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで